

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 三木市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	92.7 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	80.2 %
全職員	61.3 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	99.9 %
本庁課長相当職	97.9 %
本庁課長補佐相当職	87.2 %
本庁係長相当職	93.5 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	100.8 %
31～35年	97.0 %
26～30年	90.0 %
21～25年	86.4 %
16～20年	79.1 %
11～15年	88.6 %
6～10年	96.4 %
1～5年	92.5 %

【説明欄】

1 全職員の男女の給与の差異について

「任期の定めのない常勤職員」の女性割合 31.4%に対し、「任期の定めのない常勤職員以外の職員(会計年度任用職員)」の女性割合は 71.9%、「全職員」の女性割合は 53.8%となっています。また、女性割合の多い会計年度任用職員は週38.75時間未満の短時間勤務の職員が多いことも給与に影響し、全職員の男女の給与の差異になっていると考えられます。(女性割合は1年間の合計で算出しています。)

2 任期の定めのない常勤職員に係る男女の給与の差異について

時間外勤務時間数が女性職員よりも男性職員のほうが多いこと、扶養手当や住居手当の受給者が女性職員よりも男性職員のほうが多いこと、育児休業や育児部分休業の取得割合及び取得期間の割合が女性職員のほうが高いこと等が影響し、男女の給与の差異になっていると考えられます。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出しています。